

10-6：災害時における避難所の提供に関する協定書（日岡神社）

加古川市（以下「甲」という。）と、日岡神社（以下「乙」という。）は、加古川市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、乙が所有する施設を、避難所として開設し円滑な支援を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等に次の施設を避難所として開設する必要があるときは、乙に対し次の施設の一部又は全部の提供に関して協力を要請する。乙は運営に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

- (1) 社務所棟2階
- (2) 駐車場
- (3) その他乙が使用を認めた場所

（要請手続）

第3条 前条の要請は、原則として、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 前項の規定には、乙が自主的な判断に基づき、避難所として開設することを妨げない。

（開設及び被災者の支援の対応）

第4条 乙は、第2条の要請に応じ、速やかに避難所としての機能を果たせるよう施設の安全点検や開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、避難所の開設及び被災者の支援に協力する。
3 甲は、前2項において、乙による物資の調達のみによる対応ができないと予測される場合、もしくは乙から応援の要請があった場合は、不足する物資を確保し供出するものとする。

（協力の内容）

第5条 乙は、災害時、乙の施設の安全を確認し、施設提供が可能な場合に、次の事項について可能な範囲で、避難所の開設及び被災者の支援の協力を行う。

- (1) 被災者を受け入れたときは、その状況を隨時甲に報告すること。
- (2) 乙の施設において、テレビ、ラジオ等で知り得た災害情報を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の施設において、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (4) その他、乙が提供することができるものについて、可能な範囲で提供するよう努めること。

（経費負担）

第6条 この協定に基づく乙の施設等の使用に伴う経費は、原則として無償とする。ただし、乙が支援活動を実施するにあたり、甲の指示により、物資等の調達を行った場合、調達に要した費用

については、甲、乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期限は毎年度3月31日とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

令和7年5月29日

甲 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市
市長 岡田 康裕

乙 加古川市加古川町大野1755番地
日岡神社
宮司 松崎 正誠